「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正に係る意見募集の結果について

令和6年9月19日 一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 法人1社・1件

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
投資信託等の運用に関する規則に関する細則			
1	第4条第3号、4号	資金借入目的として挙げている各号(既設の事故 処理目的含む)の趣旨については、信託協会にもご 連携済みとの認識で問題ないでしょうか。 協会規則改訂後も約款変更が必要であり、受託銀 行に同意いただけないと事実上、利用できない状 況が継続することとなるため確認させていただき たく存じます。	本件の趣旨につきましては、信託協会と連携させていただいております。また、信託協会からは「投資信託における借入の可否は、受託銀行等個社における判断(貸出者としての与信判断を含む)によるところであり、本規則改正のみにより改正目的にかかる借入が可能になるわけではないことに十分な留意が必要(借入目的の追加については、受託銀行と協議のうえ、投信約款ないしは三者間契約書等の変更が必要)。」とのご意見を頂戴しております。以上のように、対応可否は受託(貸出銀行)各社の考え方や体制・運営方法等に拠るため、適宜、受託(貸出銀行)各社にご相談をお願いします。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。